

(別表) 新旧対照表

新	旧																								
<p>6. 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>(略)</p> <p>そこで この目標を実現するため、この計画では、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」「学校設置会社による学校設置事業(816)」「<u>構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業(819)</u>」制度を活用し、市の協力によって区域内に株式会社立の中学校・高等学校を設立し、上記3点を中心に置いた先進的な教育環境を構築する。</p> <p>(略)</p> <p>②高水準の知的能力 今後の高等教育に適応し、より一層の発展的学習や研究ができるよう<u>国語・数学・英語については教科書レベルの履修終了時期を早くし、履修終了後の時間を活用して学習内容の深化・発展を図るようにする。</u></p> <p>各学年毎の履修終了時期は次の通りと考えている。</p> <table data-bbox="358 858 828 1082"><tr><td>中学1年生</td><td>当該学年度の<u>12</u>月末</td></tr><tr><td>中学2年生</td><td>当該学年度の<u>7</u>月末</td></tr><tr><td>中学3年生</td><td><u>中学2年次の年度末</u></td></tr><tr><td>高校1年生</td><td><u>中学3年次の年度末</u></td></tr><tr><td>高校2年生</td><td><u>高校1年次の年度末</u></td></tr><tr><td>高校3年生</td><td>高校2年次の年度末</td></tr></table> <p>(略)</p> <p>教材としては、各学年とも検定済教科書の中から学校の状況に合わせて選択したものを使用するのを原則とする。但し、<u>各学年次の履修終了後は次学年の学習に入ることとなるが、その際は、教科書の早期使用の手続きをとることとする。</u></p> <p>(略)</p>	中学1年生	当該学年度の <u>12</u> 月末	中学2年生	当該学年度の <u>7</u> 月末	中学3年生	<u>中学2年次の年度末</u>	高校1年生	<u>中学3年次の年度末</u>	高校2年生	<u>高校1年次の年度末</u>	高校3年生	高校2年次の年度末	<p>6. 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>(略)</p> <p>そこで この目標を実現するため、この計画では、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」「学校設置会社による学校設置事業(816)」「<u>校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)</u>」制度を活用し、市の協力によって区域内に株式会社立の中学校・高等学校を設立し、上記3点を中心に置いた先進的な教育環境を構築する。</p> <p>(略)</p> <p>②高水準の知的能力 今後の高等教育に適応し、より一層の発展的学習や研究ができるよう<u>国語・社会・数学・理科・英語の各科については教科書レベルの履修終了時期を早くし、履修終了後の時間を活用して学習内容の深化・発展を図るようにする。</u></p> <p>各学年毎の履修終了時期は次の通りと考えている。</p> <table data-bbox="1377 858 1848 1082"><tr><td>中学1年生</td><td>当該学年度の<u>1</u>月末</td></tr><tr><td>中学2年生</td><td>当該学年度の<u>11</u>月末</td></tr><tr><td>中学3年生</td><td><u>当該学年度の9月末</u></td></tr><tr><td>高校1年生</td><td><u>当該学年度の7月末</u></td></tr><tr><td>高校2年生</td><td><u>当該学年度の5月末</u></td></tr><tr><td>高校3年生</td><td>高校2年次の年度末</td></tr></table> <p>(略)</p> <p>教材としては、各学年とも検定済教科書の中から学校の状況に合わせて選択したものを使用するのを原則とする。但し、<u>各学年次の履修終了後は次学年の学習に入ることとなり、生徒の手元には教科書がないこととなるので、教員が次学年使用予定の教科書に準拠した自校製のプリント等および市販の参考書・問題集等により、授業を進めることとする。</u></p> <p>(略)</p>	中学1年生	当該学年度の <u>1</u> 月末	中学2年生	当該学年度の <u>11</u> 月末	中学3年生	<u>当該学年度の9月末</u>	高校1年生	<u>当該学年度の7月末</u>	高校2年生	<u>当該学年度の5月末</u>	高校3年生	高校2年次の年度末
中学1年生	当該学年度の <u>12</u> 月末																								
中学2年生	当該学年度の <u>7</u> 月末																								
中学3年生	<u>中学2年次の年度末</u>																								
高校1年生	<u>中学3年次の年度末</u>																								
高校2年生	<u>高校1年次の年度末</u>																								
高校3年生	高校2年次の年度末																								
中学1年生	当該学年度の <u>1</u> 月末																								
中学2年生	当該学年度の <u>11</u> 月末																								
中学3年生	<u>当該学年度の9月末</u>																								
高校1年生	<u>当該学年度の7月末</u>																								
高校2年生	<u>当該学年度の5月末</u>																								
高校3年生	高校2年次の年度末																								

## 7. 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(略)

また、新設学校の生徒数(中学・高校の総定員 600 名)の 15%の約 100 名程度は、併設の生徒寮で生活することが見込まれる。また家族で当該地域に移住する者や、教職員で地域に居住する者が見込まれ、その数は定員充足時で 10 家族程度と予想される。平成 19 年末現在、42 人が寮生活を送っており、岡山市御津地域に居住する教職員の家族数は 12 家族である。

そのため、区域内に学校が開設されることによって、学校に通学する生徒やその保護者、学校訪問者などが地域に定着することによる、居住需要や日常生活のための需要、学校活動のための需要などが喚起されると共に、地域のイベントへの参加、農業体験、自然環境との融和学習など地域への貢献、市有スポーツ施設(プール、広場)の利用、学校関係への就労機会が増加し、過疎化傾向にある当該地域の振興に貢献し、経済活性効果は大である。

## 8. 構造改革特別区域の事業の名称

- 構造改革特別区域研究開発学校設置事業 (802)
- 学校設置会社による学校設置事業(816)
- 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業(819)

## 9. 構造改革特別区域において実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

市では、学校側の協力のもと 次のような計画も持っているもので、これが地域に経済的社会的効果をもたらすものと考えられる。

- 英会話指導  
学校の外国人教員による 地域の幼児・小中高校生・一般住民に対する英会話指導。
- コンピュータ指導  
学校のコンピュータを活用しての地域の幼児・小中高校生・一般住民に

## 7. 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(略)

また、新設学校の生徒数(中学・高校設置時の総定員 480 名)の 20%の約 100 名程度は、地域に下宿生・寄宿生として定住するものと見込まれ、その数は定員充足時で 20 家族程度と予想される。

そのため、区域内に学校が開設されることによって、学校に通学する生徒やその保護者、学校訪問者などが地域に定着することによる、居住需要や日常生活のための需要、学校活動のための需要などが喚起されると共に、学校関係への就労機会が増加し、過疎化傾向にある当該地域の振興に貢献し、経済活性効果は大である。

## 8. 構造改革特別区域の事業の名称

- 構造改革特別区域研究開発学校設置事業 (802)
- 学校設置会社による学校設置事業(816)
- 校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)

## 9. 構造改革特別区域において実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

市では、学校側の協力のもと 次のような計画も持っているもので、これが地域に経済的社会的効果をもたらすものと考えられる。

- 英会話指導  
学校の外国人教員による 地域の幼児・小中高校生・一般住民に対する英会話指導。16 年 4 月より、学校の教室を利用して毎週定期的開催を予定。
- コンピュータ指導

対するコンピュータ指導、情報活用指導。

(略)

学校のコンピュータを活用しての地域の幼児・小中高校生・一般住民に対するコンピュータ指導、情報活用指導。16年4月より、学校の設備を利用して毎週定期的に開催を予定。

(略)

別 紙（特定事業番号：802）

（略）

## 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

朝日塾中学校、高等学校

（略）

## 4. 特定事業の内容

（略）

### ④事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

（略）

中学校の開設 平成 16 年 4 月 中学校設置認可後、生徒募集・教育環境・教員採用等の開校に必要な準備を進めた。

高等学校の開設 平成 19 年 4 月高等学校設置認可後、生徒募集・教育環境・教員採用・校地校舎の整備等の開校に必要な準備を進めた。

（略）

## 5. 当該規制の特例措置の内容

（略）

### ②教育課程の基準によらない部分

（略）

- ・ **教科の履修速度の変更** 国語・数学・英語については学年の配当より履修終了時期を早くし、履修終了後の時間を活用して学習内容の深化・発展を図り、現行学習指導要領よりも一層高度な学習ができるようにする。

○教科の履修速度と教材についての説明

国語・数学・英語については、学習指導要領の示すところにより履修時間数を多くしているため履修速度が早くなり、各学年配当内容の履修終了時期が早期になる。

別 紙（特定事業番号：802）

（略）

## 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社朝日学園によって設置される学校

（略）

## 4. 特定事業の内容

（略）

### ④事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

（略）

中学校の開設 平成 16 年 4 月 中学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境・教員採用等の開校に必要な準備を進めた。

高等学校の開設 平成 19 年 4 月を予定している。高等学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境・教員採用・校地校舎の整備等の開校に必要な準備を進める。

（略）

## 5. 当該規制の特例措置の内容

（略）

### ②教育課程の基準によらない部分

（略）

- ・ **教科の履修速度の変更** 国語・社会・数学・理科・英語については学年の配当より履修終了時期を早くし、履修終了後の時間を活用して学習内容の深化・発展を図り、現行学習指導要領よりも一層高度な学習ができるようにする。

○教科の履修速度と教材についての説明

国語・社会・数学・理科・英語については、学習指導要領の示すところにより履修時間数を多くしているため履修速度が早くなり、各学年配当内容の履修終了時期が早期になる。

各学年毎の履修終了時期は次の通りと考えている。

中学 1 年生	当該学年度の <u>12</u> 月末
中学 2 年生	当該学年度の <u>7</u> 月末
中学 3 年生	<u>中学 2 年次の年度末</u>
高校 1 年生	<u>中学 3 年次の年度末</u>
高校 2 年生	<u>高校 1 年次の年度末</u>
高校 3 年生	高校 2 年次の年度末

このため、各学年共、当該学年の履修が終了した段階からは、次学年の教科内容に入ることとし、高校 3 年次の 1 年間は 中・高 6 年間の総復習と内容の深化・発展に当てることとしている。

教材としては、各学年とも検定済教科書の中から学校の状況に合わせて採択したものを使用するのを原則とする。但し、各学年次の履修終了後は次学年の学習に入ることとなるが、その際は、教科書の早期使用の手続きをとることとする。

### ③平成 20 年度以降の教育課程の内容等

計画初年度は、中学 1 年生のみを 80 名（40 名×2 クラス）募集し、別紙の教育課程にしたがって授業を行う。授業内容は学習指導要領の定めた内容を最低確保基準とし、3 学期には 2 年生の内容にも学習が進められるようにする。特に英語の習熟やディスカッションについては他の学校の研究や参考になるよう積極的に取り組む。

これらの計画を進めるため 平日は 7 時限の授業をすると共に土曜日も授業日として設定する。これにより年間の授業時間は公立中学校の場合の 1.48 倍が確保される。

#### 教職員配置計画表

別表のとおり

#### 教育編成表

別表のとおり

各学年毎の履修終了時期は次の通りと考えている。

中学 1 年生	当該学年度の <u>1</u> 月末
中学 2 年生	当該学年度の <u>11</u> 月末
中学 3 年生	<u>当該学年度の 9 月末</u>
高校 1 年生	<u>当該学年度の 7 月末</u>
高校 2 年生	<u>当該学年度の 5 月末</u>
高校 3 年生	高校 2 年次の年度末

このため、各学年共、当該学年の履修が終了した段階からは、次学年の教科内容に入ることとし、高校 3 年次の 1 年間は 中・高 6 年間の総復習と内容の深化・発展に当てることとしている。

教材としては、各学年とも検定済教科書の中から学校の状況に合わせて採択したものを使用するのを原則とする。但し、各学年次の履修終了後は次学年の学習に入ることとなり、生徒の手元には教科書がないこととなるので、教員が次学年使用予定の教科書に準拠した自校製のプリント等及び市販の参考書・問題集等により、授業を進めることとする。

### ③計画初年度の教育課程の内容等

計画初年度は、中学 1 年生のみを 80 名（40 名×2 クラス）募集し、別紙の教育課程にしたがって授業を行う。授業内容は学習指導要領の定めた内容を最低確保基準とし、3 学期には 2 年生の内容にも学習が進められるようにする。特に英語の習熟やディスカッションについては他の学校の研究や参考になるよう積極的に取り組む。

これらの計画を進めるため 平日は 7 時限の授業をすると共に 第 1・3・5 の土曜日も授業日として設定する。これにより年間の授業時間は公立中学校の場合の 1.43 倍が確保される。

#### 教職員配置計画表

別表のとおり

#### 教育編成表

別表のとおり

別 紙 (特定事業番号 : 816)

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

朝日塾中学校、高等学校

(略)

4. 特定事業の内容

(略)

④事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

(略)

中学校の開設 平成 16 年 4 月 中学校設置認可後、生徒募集・教育環境・  
教員採用等の開校に必要な準備を進めた。

高等学校の開設 平成 19 年 4 月 高等学校設置認可後、生徒募集・教育  
環境・教員採用・校地校舎の整備等の開校に必要な準備を進めた。

(略)

5. 当該規制の特例措置の内容

(略)

②株式会社朝日学園の設置する学校が適切であると認めた理由等

(略)

(1) 一定の要件

資産要件としての中学校の校地・校舎については、廃校となった  
公立小学校を適正な対価で有償貸与することとし、平成 15 年 9 月  
28 日に町議会の承認も得て、実行している。高等学校の校地につい  
ては市民(旧町民)から借り上げた土地を利用し、また校舎につい  
ては当該学校設置会社が建設している。その他に必要な運営財産に  
ついては資本金(5,000 万円・払込済)および校舎建設用借入金等  
により準備できるものと判断している。

学校を経営する役員については、代表役員は過去 20 数年間に  
涉り学校法人朝日学園の役員として朝日塾幼稚園・朝日塾小学校の経営に

別 紙 (特定事業番号 : 816)

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社朝日学園によって設置される学校

(略)

4. 特定事業の内容

(略)

④事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

(略)

中学校の開設 平成 16 年 4 月 中学校設置認可手続きの進行と併せて、  
生徒募集・教育環境・教員採用等の開校に必要な準備を進める。

高等学校の開設 平成 19 年 4 月を予定している。高等学校設置認可手  
続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境・教員採用・校地校舎の整備  
等の開校に必要な準備を進める。

(略)

5. 当該規制の特例措置の内容

(略)

②株式会社朝日学園の設置する学校が適切であると認めた理由等

(略)

(1) 一定の要件

資産要件としての中学校の校地・校舎については、廃校となった  
公立小学校を適正な対価で有償貸与することとし、平成 15 年 9 月  
28 日に町議会の承認も得て、実行している。また平成 15 年 10 月  
24 日「校地・校舎の自己所有を要しない小学校設置事業(820)」とし  
て認定されている。高等学校の校地については市(旧御津町)の仲介に  
より市民(旧町民)から借り上げた土地を利用することとしている。そ  
の他に必要な運営財産については資本金(5,000 万円・払込済)およ  
び校舎建設用借入金等により準備できるものと判断している。

学校を経営する役員については、代表役員は過去 23 年間に涉り

直接携わっており、十分な知識と経験があるものと判断できる。

また、当該役員は岡山県や岡山市の私立幼稚園団体の幹部であり、奉仕団体たるライオンズクラブでも会長・ゾーンチェアマン等を歴任しているので社会的信望があるものと認められる。

## (2) 情報公開

当該会社は、学校設置会社が備えるべき書類（貸借対照表、損益計算書、営業報告書）、業務状況書類を株式会社朝日学園が設置する学校（岡山市御津紙工）において、書類作成中の期間を除いて公開している。これらの書類は毎年度末現在で作成され、6月20日以降は公開が可能となる。

また学校の内部・授業の様子等は、学校を公開する際の一定の安全対策（受付での確認等）を講じた上で常に公開すると共に、定期的にオープンスクール等を実施して一般に公開し、また、ホームページ等を活用して本校に関する情報を公開している。

## (3) 地方公共団体による評価

平成16年4月に中学校が開校し、平成16・17年度に係る学校の評価を所管である市御津支所総務課により、学校の教育(特色)、組織、運営、施設及び設備の状況の検証を行い、平成18年度に実施した。今後、審議会からの意見を聴取するとともに、経営面と教育面を含んだ評価を最低年一回行い、その内容は、ホームページ等で公表することとする。

(略)

## (5) 審議会

旧御津町私立学校審議会は、平成15年10月15日に第1回の会合が開催され、その後、必要に応じ会合を開いて学校の設置認可・運営状況等を審議することとしていた。しかし、平成17年3月22日、岡山市への編入合併により、この審議会は消滅した。このため、私立学校審議会を岡山市総合政策審議会部会に位置付け、または専門委員会を設置し、行政の適正性、公正性、専門性を確保するようにする。その委員構成は、教育有識者、企業経営者、会計有識者、法律有識者等とする。

学校法人朝日学園の役員として朝日塾幼稚園・朝日塾小学校の経営に直接携わっており、十分な知識と経験があるものと判断できる。

また、当該役員は岡山県や岡山市の私立幼稚園団体の幹部であり、奉仕団体たるライオンズクラブでも会長・ゾーンチェアマン等を歴任しているので社会的信望があるものと認められる。

## (2) 情報公開

当該会社は、学校設置会社が備えるべき書類（貸借対照表、損益計算書、営業報告書）、業務状況書類を株式会社朝日学園が設置する学校（岡山市御津紙工）において、書類作成中の期間を除いて公開することとしている。これらの書類は毎年度末現在で作成され、6月20日以降は公開が可能となる。

また学校の内部・授業の様子等は、学校を公開する際の一定の安全対策（受付での確認等）を講じた上で常に公開すると共に、定期的にオープンスクール(月1回)等を実施して一般に公開し、また、ホームページ等を活用して本校に関する情報を公開する。

## (3) 地方公共団体による評価

岡山市御津地域においては、市独自の岡山市御津地域私立学校審議会を設置するが、この審議会では最低年一回の私立学校評価を書類面及び実地面で実施することとしており、経営面と教育面を含んだ評価の内容は、広く社会一般に公表することとしている。

(略)

## (5) 審議会

岡山市御津地域では、市独自の岡山市御津地域私立学校審議会を設置し、行政の適正性、公正性、専門性を確保するようにする。その委員構成は、幼・小・中高の私学関係者、議会関係者及び教育関係有識者の6名で構成することとしている。

この私学審議会は平成15年10月15日に第1回の会合が開催され、その後必要に応じ会合を開いて学校の設置認可・運営状況教頭等を審議することとしている。

別 紙 (特定事業番号 : 819)

**1. 特定事業の名称**

819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与事業

**2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者**

朝日塾中学校、高等学校

**3. 適用開始の日**

認定を受けた日

**4. 特定事業の内容**

**①事業に関する主体**

株式会社朝日学園

**②設置位置** / 岡山市御津紙工 (みつしとり) 2590 番地

**③設置時期** / 中学校 : 平成 16 年 4 月 1 日

高等学校 : 平成 19 年 4 月 1 日

**④事業により実現される行為や整備される施設などの詳細**

中学校の開設 平成 16 年 4 月中学校設置認可後、生徒募集・教育環境・教員採用等の開校に必要な準備を進めた。

高等学校の開設 平成 19 年 4 月高等学校設置認可後、生徒募集・教育環境・教員採用・校地校舎の整備等の開校に必要な準備を進めた。  
教育カリキュラム 別紙「教育課程編成表」の通りとし、「ディスカッション科の設置」「学習内容の早期履習と深化」「英語を使つての授業」を特色とする。

## 5. 当該規制の特例措置の内容

### ○教科書給与特例の部分（以下参考）

・教科書の先取りとして、中学校1年生から中学2年生まで次学年の教科書を給与する。

計画初年度（平成20年度）に早期給与を受ける児童生徒数及び早期給与する教科書の種類・冊数の見込み

学年	生徒数	早期給与する教科書の種類	冊数
中学1年	80	中2 国語、数学、英語	80
中学2年	60	中3 国語、数学、英語	60

別 紙（特定事業番号：820）

削除

別 紙（特定事業番号：820）

**1. 特定事業の名称**

820 校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

**2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者**

株式会社朝日学園 によって設置される学校

**3. 適用開始の日**

認定を受けた日

**4. 特定事業の内容**

**①事業に関する主体**

株式会社朝日学園

**②設置位置** / 岡山市御津紙工（みつしとり）2590 番地

**③設置時期** / 中学校：平成 16 年 4 月 1 日

高等学校：平成 19 年 4 月 1 日

**④事業により実現される行為や整備される施設などの詳細**

中学校の開設 平成 16 年 4 月中学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境・教員採用等の開校に必要な準備を進めた。

高等学校の開設 平成 19 年 4 月を予定している。高等学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境・教員採用・校地校舎の整備等の開校に必要な準備を進める。

教育カリキュラム 「ディスカッション科の設置」「学習内容の早期履習と深化」「英語を使つての授業」を特色とする。

**5. 当該規制の特例措置の内容**

**①岡山市御津地域（旧御津町）に存在する教育上の特別なニーズ**

岡山市御津地域では、中学校開設は平成 16 年度、高等学校開設は平成 19 年度を予定し、学校設置に取り組むこととしているが、過疎に悩む旧

御津町地域では、この学校の設置によって、区域の地域経済活性化の中心課題の一つである「高度な教育を実施しての教育的刺激」「有能な人材の育成・確保を核とした地域経済の振興活性化」「外国語教育とその能力伸長による国際社会に生きる人材の育成」などが目指せ、地域に寄与貢献することとなるものと考えている。

岡山市御津地域は、かつては教育に熱心な地域として知られ、教育先進地といわれていたが、昨今では少子化による小中学校の統合や県立高校の統合計画などで教育環境の整った地域への転出など教育の低迷化が心配されている。また過疎化傾向で労働者の確保が困難であることなどから新規の産業立地などが少ない。

地域の振興や経済の活性化のためには教育環境の改善、地域を担う人材の育成、経済の停滞から刺激活性化への方策が是非とも必要な状況である。

また地域内から他地域へ進学・就職する若者の中には、国内の都市部への進学・就職のみならず、海外を視野に入れている若者も少なくない。しかし現状では、地域内で外国人と接触したり外国語を習得する機会は極めて少ないといえる。

以上のような事情から、学校設置会社による学校を早急に設置し、地域の振興・経済の活性化を図りたい。

## ②校地校舎を自己所有しない理由

岡山市御津地域（旧御津町）は平成13年3月に公立承芳小学校を児童減のため廃校とした。この廃校跡地の活用について旧御津町および地域住民等で協議を重ねてきた結果、今回の特区による学校設置会社経営の私立中学校を誘致することとなり、公有財産である校地校舎を適正な対価で有償貸与することになった。この有償貸与については議会も平成15年9月28日承認可決している。

本件の校地校舎は町の公有財産であり、区域民全員の財産であるとも言える。また建築（平成4年）後、日が浅いのでそのまま校舎を使用しないままで朽ち果てさせるのは忍び難い。一方、他の活用方法も種々協議したが改造費・利用人数の面等から有効な方法は見当たらなかった。

以上のような理由から、本件の校地校舎を学校設置会社の自己所有とせず、市の財産として保有したまま有償貸与することとした。

なお、貸与期間は20年としているが、更新も予定しており当該学校設置会社に長期間に渉り使用させる見込みであるので、学校の継続性や安定性については問題がないと市では判断している。

引き続いて、隣接地に今回の高等学校を設置するに当たっては、その校

地を市が仲介して市民から借り上げることとした。これによって過疎と高齢化により耕作放棄に近づいていた市民から大変喜ばれている。校舎については学校設置会社が建設することとしている。

以上のような理由から、本件高等学校の校地を学校設置会社の自己所有とせず、譲渡し難い先祖伝来の財産として市民が保有したまま有償貸与することとした。

なお、校地の貸与期間は 20 年としているが、更新も予定しており当該学校設置会社に長期間に渉り使用させる見込みであるので、学校の継続性や安定性については問題がないと市では判断している。

### 3 構造改革特別区域計画の規制の工程表

別表のとおり

#### 工程表の説明書

(略)

#### H19.4～ ○中学・高等学校校教育

19年4月、20年4月、21年4月と高等学校の生徒を受け入れることで高等学校も全学年が揃っての中学・高校の一貫教育態勢が整う。

#### H20.4～ ○特例適用開始(819)

構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事(819)の特例の適用開始。

#### H22.3 ○高等学校第1回卒業

この年に6年間一貫教育をした第1回生が卒業することとなる。

#### H22.4～ ○教育を核とした地域の活性化

この後は毎年高等学校卒業生があり、学校運営と地域への各種効果が相互に生かされて教育を核とした地域の活性化に貢献する。

### 3 構造改革特別区域計画の規制の工程表

別表のとおり

#### 工程表の説明書

(略)

#### H19.4～ ○中学・高等学校校教育

19年4月、20年4月、21年4月と高等学校の生徒を受け入れることで高等学校も全学年が揃っての中学・高校の一貫教育態勢が整う。

#### H22.3 ○高等学校第1回卒業

この年に6年間一貫教育をした第1回生が卒業することとなる。

#### H22.4～ ○教育を核とした地域の活性化

この後は毎年高等学校卒業生があり、学校運営と地域への各種効果が相互に生かされて教育を核とした地域の活性化に貢献する。